

議会第 5 号議案

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 30 年 12 月 20 日

議会運営委員会委員長 村 崎 浩 史

大村市議会議長 三 浦 正 司 殿

（提案理由）

議員の議会への欠席理由を明確化するとともに、常任委員会活動の活性化及び円滑化を図るため、この改正案を提出するものである。

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

大村市議会会議規則（平成１９年大村市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「出産」を「看護、介護、出産、育児、忌引」に改める。

別表市政研究会の項の次に次のように加える。

常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項について協議又は調整を行う。	各常任委員会委員	各常任委員会委員長
----------	---------------------------	----------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大村市議会会議規則（新旧対照表）

改正後

(欠席等の届出)

第2条 議員は、疾病、看護、介護、出産、育児、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。

別表（第112条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
略			
市政研究会	市政に関する事項について調査研究を行う。	議員全員	議長
常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項について協議又は調整を行う。	各常任委員会委員	各常任委員会委員長
略			

改正前

(欠席等の届出)

第2条 議員は、疾病、出産、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。

別表（第112条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
略			
市政研究会	市政に関する事項について調査研究を行う。	議員全員	議長
略			